

淡路市耐震改修促進計画

概要版

1 計画の概要

■ 計画改定の趣旨

本市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、平成 20 年 12 月に「淡路市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化に向けた取り組みを推進してきました。

その後、平成 23 年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成 25 年施行の法改正が行われ、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられるなど、建築物の耐震改修を促進する取り組みを強化する措置が講じられました。さらに、平成 31 年施行の法改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施が義務付けられるなど、更なる措置が講じられました。

本市においては、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における市民の安全を確保するために、本計画を改定し、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進めます。

■ 計画の位置づけ

耐震改修促進法第 6 条第 1 項に規定する「耐震改修促進計画」

■ 対象期間

令和 1 年度（2019 年度）から
令和 8 年度（2026 年度）までの 8 年間

2 今後発生が想定される地震の規模及び被害の状況

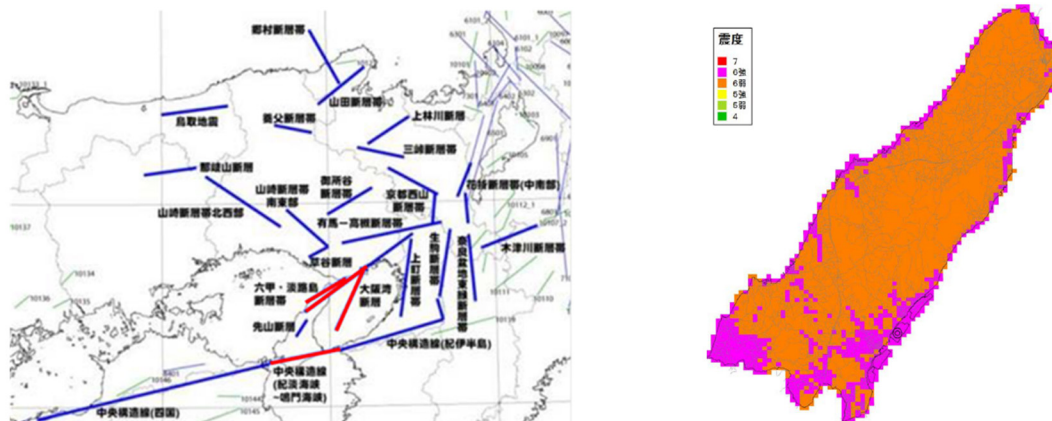
■ 内陸活断層による地震被害想定

本市に大きな被害をもたらすと考えられる内陸活断層による地震としては「六甲・淡路断層帯地震」などがあり、非常に強い揺れによって住宅の柱や梁が破壊され、内部空間が欠損する建物の全壊が数多く発生することが想定されています。

■ 南海トラフによる地震・津波被害想定

南海トラフの地震は、今後 30 年以内に地震が起こる確率が 70～80%と評価されており、本市においては、全域に震度 6 弱以上、最大震度 6 強の揺れとともに、津波による被害も想定されています。

＜市周辺における内陸活断層（左）、南海トラフ地震による震度分布図（右）＞



出典：淡路市地域防災計画（※兵庫県が実施した被害想定結果）

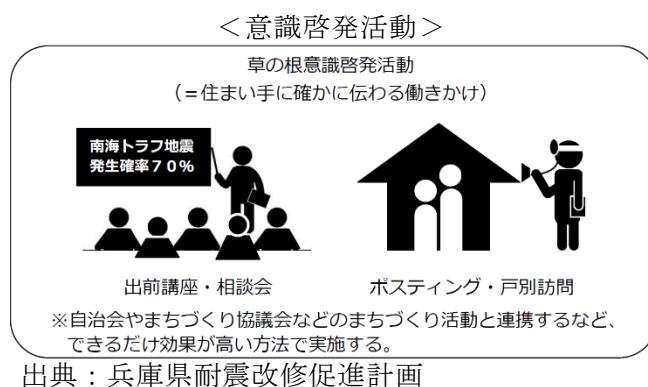
3 耐震化の現状と目標

■ 住宅

本市における住宅の耐震化率は、「77.0%」（平成30年度時点）です。

住宅については、兵庫県耐震改修促進計画の目標（令和7年度に耐震化率97%）を踏まえ、令和8年度の耐震化率を97%以上にする目標を定め、耐震化を促進します。目標を達成するためには、耐震性がない住宅3,920戸のうち3,410戸以上（自然減750戸、改修による減2,660戸）について、建替えや耐震改修を促進することが必要となります。

住宅の耐震化率の目標達成のため、耐震性のないすべての住宅所有者等に対して「草の根意識啓発」（出前講座・相談会、ポスティング・戸別訪問など、住まい手に確かに伝わる働きかけ）を行います。



＜住宅の耐震化の目標＞

現況（平成30年度）		耐震化必要戸数 3,410 戸 自然減 750 戸 改修による減 2,660 戸	目標（令和8年度）	
住宅総数	17,080 戸			17,110 戸
耐震性なし	3,920 戸			510 戸以下
耐震化率	77.0%		97.0%以上	

※将来の住宅総数は、居住世帯あり住宅数（平成30年住宅・土地統計調査）、日本の世帯数の将来推計（2019年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）を参考に推計した。

※自然減戸数は、過去の住宅・土地統計調査を用いたトレンドより推計した。

■ 多数利用建築物

本市における多数利用建築物の耐震化率は、「94.4%」（令和元年時点）です。

多数利用建築物については、兵庫県耐震改修促進計画の目標（令和7年度に耐震化率97.0%）を踏まえ、令和8年度の耐震化率を97.0%以上にする目標を定め、耐震化を促進します。多数利用建築物に関して目標を達成するためには、現時点において耐震性のない8棟のうち4棟以上について、利用禁止措置や建替え、耐震改修を促進することが必要となります。

＜多数利用建築物の耐震化の目標＞

現況（令和元年度）		耐震化必要棟数 4棟以上	目標（令和8年度）	
建物総数	144 棟			144 棟
耐震性なし	8 棟			4 棟以下
耐震化率	94.4%		97.0%以上	

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

■ 住宅の耐震化施策

住宅の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが基本です。本市としては、住宅の所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じます。

これまで本市においては、「ひょうご住まいの耐震化促進事業（平成26年度までは「わが家の耐震改修促進事業）」に基づき、旧耐震基準の住宅の耐震改修工事に助成する事業（淡路市住宅耐震化促進事業）を実施してきました。今後も同事業の取り組みを継続しつつ、草の根意識啓発活動の充実を図ります。

取組	① 淡路市簡易耐震診断推進事業の推進 ② 淡路市住宅耐震化促進事業の推進 ③ リフォームにあわせた耐震診断・改修の誘導 ④ その他支援制度の周知 ⑤ 草の根意識啓発活動の実施
----	---

<淡路市住宅耐震化促進事業パンフレット>



■ 多数利用建築物の耐震化施策

多数利用建築物のうち、公共建築物については「淡路市公共施設等総合管理計画」等に基づき、耐震改修や利用禁止措置の対応を進めます。

民間建築物については、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが基本です。本市は、民間建築物の所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じます。

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

災害時における緊急車両の通行や住民の避難を確保するため、沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路として、一般国道 28 号など県指定の緊急輸送道路を指定します。

■ その他の施策

その他の施策として、ブロック塀等の耐震化や居住空間における安全確保等を促進します。

取組	<ul style="list-style-type: none">① ブロック塀等の耐震化の促進② 居住空間における安全確保の促進③ 被災建築物応急危険度判定体制の整備④ 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進
----	--

5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及活動として、地震防災マップ等の作成・周知や相談体制・情報提供の充実、関係団体との連携に取り組みます。

6 法による耐震性確保等のための措置に関する所管行政庁との連携

■ 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁である県と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があることから、県と連携を図りながら指導等を進めていきます。

■ 庁内での推進体制の確立

住宅・建築物の耐震化を促進するため、庁内関係部署との横断的な推進体制を確立し、全庁が一体となって耐震化の促進に取り組んでいきます。

<住宅の耐震補強のイメージ>

